

議題 3

安全管理規程等にかかる改正について

- ①安全管理規程(ひな形)の改正について
 - ②安全情報の提供の拡充について
-

九州運輸局
海上安全環境部
運航労務監理官

安全管理規程(ひな形)の改正について

ひな形の主な改正内容

★…R8年施行予定であるものを含む

- ① 運航管理者の助言の尊重義務の法令化 ★
- ② 運航管理体制の強化 ★
- ③ 運航の可否判断の客観性確保、安全管理規程等の公表義務化
例) 船長は、会社や運航管理者から指示がなくても、自らの判断で、出航中止や避難などの措置を講じることができる 等
- ④ 避難港の活用の徹底、事故発生時の安全教育、初任教育訓練の義務化、船長要件の創設
- ⑤ 事故等情報の国への報告
- ⑥ 発航前検査の確実な実施
- ⑦ その他ひな形の充実
 - ・安全管理規程を適用する範囲(船舶・営業所)の明確化
 - ・経営の責任者の責務の明確化
 - ・安全統括管理者・運航管理者の責務の明確化 ★
 - 例) 運航管理者が気象・海象等を勘案して運航中止を指示した場合、経営者も含めて従業者は当該指示に従うこと 等
 - ・各記録簿の保存期間及び備え置く場所を明確にするとともに、様式例を追加 等

【スケジュールのイメージ】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
法令整備	法改正	省令等整備	上記のうち、★を付した事項について、R8年施行の規定に関する準備等		安全統括管理者・運航管理者の職務に関する規定施行予定★
ひな形改正	2回に分けて実施予定			10月 目途 ●	10月 目途 ★

●「安全・安心対策」で実施目途がR6年度までの事項

安全管理規程の実効性確保
事故の防止、事故発生時の対応 等

★海上運送法の法令改正事項(R8年施行予定)

管理者等の資質の向上、事業参入時・参入後のチェック強化
安全管理規程の実効性確保 等

既存事業者は安全管理規程
変更・届出
負担をかけない方法を検討

安全情報の提供の拡充について

事業者自身において、以下のような**輸送の安全に関わる情報をインターネットの利用（各事業者のHP等）その他適切な方法で公表**することとする。（令和6年4月より公表義務が適用）

<事業者が公表することとする安全情報>

公表義務適用済

- 安全管理規程（運航基準等各基準も含む）
- 安全統括管理者及び運航管理者に係る情報（社内における役職、選任年月日等）
- 輸送の安全に関する基本的な方針
- 輸送の安全に関する重点施策及びその達成状況

※企業情報及び個人情報等は除くことも可。

<イメージ（参考例）>

安全管理規程：（企業情報及び個人情報等は除いた上で掲載。）

安全統括管理者及び運航管理者に係る情報

安全統括管理者：代表取締役、R〇.〇.〇選任、R〇.〇.〇資格者証取得※

運航管理者：課長、R〇.〇.〇選任、R〇.〇.〇資格者証取得※

※R8年度 資格者証の交付を受けている者のうちからの管理者選任義務の施行後

輸送の安全に関する基本的な方針：

1. 関係法令等の遵守と安全を最優先とする
2. 安全マネジメント態勢の継続的改善等を実施する 等
（事業者の輸送の安全の確保に関する基本理念を掲載。「安全方針〇箇条」といった箇条書き形式でも、簡潔な一文で述べることで可。）

輸送の安全に関する重点施策及びその達成状況：

1. 〇年度は、運航可否の判断の適切な実施により、気象悪化に伴う事故をゼロにする ⇒達成状況：・・・
2. 〇年度は、運航基準図に沿った航行を確実に実施し、乗揚等の事故をゼロにする ⇒達成状況：・・・
3. 〇年度は、旅客等に遵守事項を確実に周知し、旅客等の負傷者発生をゼロにする ⇒達成状況：・・・等

安全情報の提供の拡充について

前スライドの内容に加えて、事業者において、以下のような**輸送の安全に関わる情報を、毎事業年度の終了後100日以内にインターネットの利用（各事業者のHP等）その他適切な方法で公表**するとともに、その内容を、**国の定める様式に記入して国に報告**することとし、国において毎年HPで公表することとする。

令和7年度公表義務適用

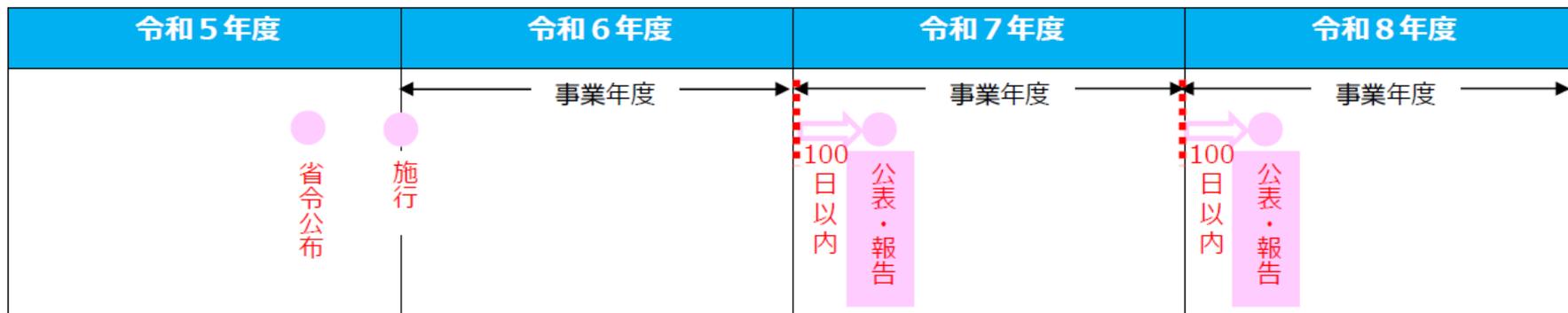
<事業者・国が公表することとする安全情報に係る省令規定>

- 事業の用に供する船舶に係る情報
- 事業の用に供する船舶の事故に係る情報

（詳細なイメージは次ページのとおり。）

<4/1～3/31を事業年度とする事業者の場合>

※R6年4月1日以降に開始する
事業年度に係る安全情報から適用



安全情報の提供の拡充について

＜事業者・国が公表することとする安全情報の詳細なイメージ＞

令和7年度公表義務適用

【事業者情報】

事業者自身が公表・
国へ報告

- 事業者名
- 事業者のHPサイト
- 営業所の都道府縣市町村名
- 事業許可／届出年度
- 事業許可／届出事業の種類
(一般旅客定期航路事業、旅客不定期航路事業等)
- 地域旅客船安全協議会への加入状況等【任意】

【船舶情報】

事業者自身が公表・
国へ報告

- 船舶保有数（船舶ごとの船名、旅客定員、総トン数）
- 船舶ごとの救命設備の搭載数（救命胴衣、救命浮輪/救命浮環、救命いかだ/救命浮器）
- 船舶ごとの無線設備の搭載状況
- 船舶ごとの船舶検査証書の交付年月日
- 任意の安全設備の搭載状況等の安全に関する取組
(自由記述形式) 【任意】

【事故・行政処分情報】

事業者自身が公表・
国へ報告

- 過去5年間の事故件数（安全管理規程の事故処理基準に基づき各事業者が国へ報告した事故の件数）
- 過去5年間の行政処分の件数及びURL※
 - 事業の許可の取消し
 - 事業の停止の命令
 - 船舶、係留施設その他の輸送施設の使用の停止の命令
 - 輸送の安全の確保に関する命令

※事業者には報告義務はなし。

URL：「国土交通省ネガティブ情報等検索サイト」のURLを表示。



The screenshot shows the search interface for '船舶運航事業者' (Ship Operation Business) on the '国土交通省ネガティブ情報等検索サイト'. The page includes a search bar with the text '船舶運航事業者' and a search button. Below the search bar, there are several input fields for filtering results: '処分等年月日' (Date of disposal, etc.) with dropdown menus for year and month, '事業者名' (Company name), '登録内容' (Registration content), and '処分等の種類' (Type of disposal, etc.) with a dropdown menu. There are '検索' (Search) and 'リセット' (Reset) buttons at the bottom.

公表資料

●安全管理規程(別途掲示している場合は、掲示場所についても記入願います。)

安全管理規程はHP及び事業所に掲示。

安全管理規程を別途掲示願います。

●安全統括管理者 役職：代表取締役、事業主など 選任日：○年△月□日選任

安全統括管理者：輸送の安全を確保するための管理業務を統括管理する者

●運航管理者 役職：代表取締役、事業主など 選任日：○年△月□日選任

運航管理者：船長の職務権限に属する事項以外の船舶の運航の管理に関する統轄責任者

●安全方針

1. 安全最優先を大原則とし徹底します。
2. 関係法令及び社内規定を遵守します。

安全方針：輸送事業を安全に行うために経営トップが主体的に関与し策定する方針

※1、2は例になりますので、適宜上記以外の方針を追加してください。

●安全重点施策及び達成状況

1. ヒヤリ・ハット情報を全社員で共有し、危険因子の排除と事故・トラブルの未然防止を目指します。
→達成状況：令和5年度は、運航基準図に沿った航行及び運航可否を適切に実施し、ヒヤリ・ハット情報があり次第全社員に共有できたことで、乗揚等の事故をゼロにできた。
2. 安心・快適にご利用頂けるよう、運航前点検・日常点検に加え、感染防止策の徹底に努めます。
→達成状況：令和5年度は、運行前点検・日常点検を確実に実施し、船内での衛生面の配慮及び旅客等に遵守事項を確実に周知し、旅客等の負傷者発生をゼロにできた。

安全重点施策：安全方針に沿い、かつ、自らの安全に関する具体的な課題解決に向けて設定した、組織全体、各部門、支社等における輸送の安全の確保に関する目標と、その目標を達成するために必要な具体的な取組計画

※1、2は例になりますので、適宜上記以外の方針を追加してください。

公表資料

●安全管理規程

●安全統括管理者

役職：

選任日：

●運航管理者

役職：

選任日：

●安全方針

.

.

●安全重点施策及び達成状況

.

→達成状況：

.

→達成状況：